

利尻町 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業
木質バイオマス導入調査委託業務
プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

本島は本土の電力系統とは独立した島内単独系統で、島の電力のほとんどは本町にある杓形発電のディーゼル発電に依存する。このため、町内の公共施設の暖房熱は、灯油・重油を燃料とするボイラストーブを熱源としており、CO₂排出量の多さが課題である。

現在、島内では再生可能エネルギーとして2か所の水力発電所と実証実験用に導入され風力発電、防災対応の小規模太陽光発電があるが、暖房・給湯に伴う重油の使用で排出される二酸化炭素は全体の43.3%を占める。

これまで北海道内に導入された木質バイオマスボイラの評価は低く、かつイニシャルコストが高いため、木質バイオマスボイラ導入の事業化に取り組むことが難しいと判断されてきた。しかし、本州では熱効率が高く、自動運転や自動クリーニング、遠隔操作など使い勝手が良いボイラが普及拡大しているため、木質バイオマスボイラによる熱供給の事業化に取り組む。

本島は、日本最北の独立峰利尻山の裾野に豊富な森林資源を有するが、離島遠隔地であること、また町内に林業事業体がないことから、森林整備がほとんど行われていない。このため、標準伐採時期を過ぎた、未整備の立木密度が非常に高い公有林（国有林・町有林）がほとんどで、森林整備によるCO₂森林吸収量が少ない状況にある。

以上のことから、町内の熱需要が多い公共施設を対象に、既存の灯油・重油ボイラから木質バイオマスボイラに転換・更新し、暖房や給湯などの熱利用を推進して、灯油・重油の削減、商用電力の削減によるCO₂削減を目指す。

また、木質バイオマスボイラの木くず燃料の確保にあたっては、島内の限られた森林資源の持続的な管理・運営を目的とする国有林及び町有林の長期的な森林整備が計画されているため、これらから発生する森林資源の島内活用として取り組み、森林整備によるCO₂森林吸収量の拡大もあわせて推進して、我が国の地球温暖化対策計画に掲げる2030年度の温室効果ガス排出削減目標達成に寄与し、低炭素社会の実現に資する。

また、本島では離島という資源循環利用の特殊性をフル活用したCO₂削減対策について、自立型社会環境整備のモデル事業として取り組み、同様な地域の新エネルギーの導入を牽引する。

本業務の策定に当たっては、広範囲の基礎データの収集・分析の実施など専門的な情報分析等が必要なため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から業務策定のための基礎データ収集解析及び今後の方針について提案を受けることで内容の充実が図られると見込まれることから、企画提案(プロポーザル)方式で選定することとする。

(2) 業務の名称

利尻町木質バイオマス導入調査業務委託（以下「本業務」という。）

(3) 業務の内容

利尻町木質バイオマス導入調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に記載しているとおり。

(ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。)

(4) 提案限度額

9,720,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額は、受託者決定時の契約価格ではなく、契約可能上限額を提示するものである。

(5) 履行（委託）期間

委託契約締結日から平成31年2月15日（金）

(6) 業務実施に必要な情報の提供

本業務を進める上で、必要な情報については、可能な範囲で提供する。企画提案書作成にあたって、使用できる情報についての照会を行う際には、下記（5．質問書の受付及び回答）の手順に従って、質問書を提出する。

2. 参加資格要件

本手続きに参加する者は、本業務に係る能力を有する法人事業者とし、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- (1) 利尻町から指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き等又は民事再生法に基づく再生手続等開始の申立てがされていないこと。
- (3) 銀行取引停止となっていないこと。
- (4) 過去に本業務に類似する業務の実績があること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (7) 北海道内に本社または支店等を有していること。

3. 契約方法

提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーションの内容を審査する「選定委員会」を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先事業者を選定された事業者が辞退した場合は、次点者を第2優先契約者を選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合には、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 事業者概要書（様式第2号）
- ③ 業務実績書（様式第3号）

（年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写し、業務の概要が分かるものを添付すること。）

(2) 提出期限 平成30年8月10日（金）午後5時まで（持参、郵送ともに必着）

(3) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問い合わせ先）」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

5. 質問書の受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は以下のとおりとする。

(1) 提出書類 質問・回答書(様式第4号)を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法 電子メールでのみの受付とする。

E-mail: hiranuma-toshiya@town.rishiri.hokkaido.jp

担当: まち産業推進課 水産農林振興係 平沼

(3) 受付期間 平成30年8月6日(月)から平成30年8月14日(火)午後5時必着

(4) 回答方法 受付期間までに提出のあった質問を取りまとめ、平成30年8月15日(水)までに参加表明書を提出した全員に対して電子メールで回答する。

6. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

4. 参加表明書を提出した者は、企画提案書表紙(様式第5号)に次の項目を内容とする企画提案書を添付して提出すること。

① 企画提案書(任意様式)

- ・本業務に関し、仕様書の業務内容に掲げる事項を内容とする企画提案書を提出すること。
- ・その他、独自の提案
- ・業務スケジュール

② 実施体制(任意様式)

③ 予定担当者調書(業務責任者、担当者)(任意様式)

④ 業務見積書及び内訳書(任意様式)

(2) 提出期限 平成30年8月17日(金)午後5時まで(持参、郵送ともに必着)

(3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問い合わせ先)」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

(5) 提出部数 正本1部、副本1部(副本については複写可とする。)

7. 審査方法

(1) 契約候補者の選定方法

利尻町まち産業推進課において審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する。次点者も決定する。なお、審査は非公開とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画内容を確認するためプレゼンテーション及び選定委員からのヒアリングにより行う。

① 実施日時(予定) 平成30年8月21日(火)10時00分頃予定

※ ヒアリング日時及び開始時間については別途連絡する。

② 実施場所 利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1

利尻町役場

③ プレゼンテーション及びヒアリングの内容

1者20分程度(プレゼンテーション:15分、質疑応答:5分程度)を予定し、1者ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続きヒアリングを実施する。

なお、内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、追加資料は認めない。また、説明

者は補助者を含めて3名以内とする。

④ 審査項目

審査基準（様式第6号）に基づき実施する。

⑤ その他

プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、応募者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンについては当町で用意する。

(3) 審査結果

審査結果はプレゼンテーション参加者に対し、書面「企画提案書の審査結果について（様式第8号）」にて通知する。また、書面の通知と併せて電子メールにて通知する。

8. スケジュール

公募開始	平成30年8月6日（月）
参加表明書の提出期間	平成30年8月6日（月）～8月10日（金）
質問の受付期間	平成30年8月6日（月）～8月14日（火）
質問への回答期限	平成30年8月15日（水）
企画提案書等の提出期限	平成30年8月17日（金）
プレゼンテーション審査（予定）	平成30年8月21日（火）
結果通知	審査後3日以内
契約手続き	結果通知後速やかに

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は日本円とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ①企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ②企画提案書が定められた提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 参加者から提出された関係書類は返却しない。
- (6) 参加者から提出された企画提案書は当該審査以外で提案者に無断で使用しない。
- (7) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (8) 参加表明書又は企画提案書提出後、プレゼンテーション審査までの間に辞退する場合には、辞退理由等を記載した参加辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の利尻町との契約等に不利益な取り扱いをするものではない。

10. 担当部局（書類提出先・問い合わせ先）

利尻町まち産業推進課水産農林振興係（担当：平沼）

〒097-0401 利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1

E-mail : hiranuma-toshiya@town.rishiri.hokkaido.jp